

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鈴鹿市長 末松 則子

市町村名 (市町村コード)	鈴鹿市 (24207)
地域名 (地域内農業集落名)	徳田町 (横知、畑、徳田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月10日 (第1回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大区画化を目的としたほ場整備事業が進んでおり令和7年度末に完成予定である。このほ場整備の区画に対し、土地改良区の農地利用調整委員会が、担い手、および継続農家に耕作ほ場を割り当てているが、継続農家の減少が見込まれるため、担い手への負担が今後の課題となる。

【地域の基礎データ】主な作物：水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

南部に位置する天名地区については稲作が中心に農業が行われている。このように地域の特色を生かしながら農業に取り組んでいるが、他の地域と同様、農業従事者の高齢化、後継者不足の中で、今後の農業のあり方を考えていく必要がある。

そのため、当計画において、一般社団法人ファーム徳田が中心となり、新たな地域の担い手の掘り起こしを行い、地域農業の担い手として育成、支援を図る。また、水稻等を中心とした担い手に対しては、高付加価値化、低コスト化など、経営改善を図る農業者を担い手として位置付ける。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	127.94 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	127.94 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0.00 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内に存在する農地台帳に登録された農地を、農業利用が可能な農用地等の区域として設定した。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手は、市により農業経営改善計画の認定を受けて町内で営農活動を行っている「認定農業者」8経営体と、「一般社団法人ファーム徳田」とする。
 担い手は、規模拡大の意向があるため、地権者組合である徳田営農組合が農地の利用調整を行い、集積・集約化を促進する。
 中でも一般社団法人ファーム徳田は、今後も耕作を継続する意向がある農家が構成員となり経営することから、各構成員が保有している機械や設備を有効活用し、大区画となる農地の耕作及び保全を図る。しかしながら、継続農家の高齢化には考慮すること。

＜担い手の運営＞

令和2年9月8日に設立した農事組合法人徳田から令和4年7月29日に設立した一般社団法人ファーム徳田へ移行し、組合員の内、常時従事者が約60haの農地を担う。一般社団法人ファーム徳田は、認定農業者と共に、地域の農業を支え、継続的に維持出来る体制作りに取り組む。

＜集積率の確保＞

地権者は、ほ場整備計画範囲のほぼ100%の農地を機構に貸し付け、担い手が借受けることにより、目標の集積率を確保する。
 ほ場整備計画範囲の集積率85%以上を確保すると、基盤強化促進費が補助され、地権者への事業賦課金の負担率を半減化できる。
 また、地域全体の集積率70%以上を確保すると、地域集積協力金が交付されるため、一般社団法人ファーム徳田への運営資金とし、地権者及び経営体の理解を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

＜農地中間管理機構の活用方針＞

徳田町を重点実施地区とし、原則として、ほ場整備計画範囲内の農地を機構に貸し付けていく。後の集約化を見据え、権利の付け替えが容易にできるよう、機構を通じて地域内の担い手への貸し付けを進めていく。

- 地域の共同作業について
水路、農道などの維持管理の役割分担→地域の住民が維持管理を行う。
- 賃貸料金について
ほ場整備が完了するまでの過渡的な期間は、使用貸借とする。
- その他
 - ・畦畔等の草刈り→耕作者は、田植えから収穫まで、月1回以上行う。
 - ・土地改良区への賦課金(工事・経常)の支払い→地権者が支払う。
 - ・水利費の支払い→耕作者が支払う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

＜基盤整備への取組方針＞

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図る為、農地の大区画化、農道の拡幅、給水のパイプライン化、排水路の整備を実施する。工事は農地を休ませることなく、9月～2月の農閑期に行う。従来より河川水系(中ノ川・堀切川)と井戸水系(4ヶ所)の2系統の水源を確保して干ばつに備えていた仕組みを守っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体の情報を集め、相談があった場合には農地をあっせんするなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを行えるよう検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

地域の農地の管理については、JA鈴鹿等と連携をすることで、農作業委託も含めて適切に管理していく手法を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	✓ ⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。